情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会(第26回)議事要旨

日時:2024年4月12日(金)16時00分~18時00分

場所:Web開催

構成員) 宍戸座長、生貝構成員、伊藤構成員、太田構成員、落合構成員、小出構成員、 高口構成員、立谷構成員、長田構成員、花谷構成員、古谷構成員、真野構成員、

美馬構成員、森構成員、森下構成員、山本構成員、湯淺構成員、若目田構成員

説明者)株式会社ウフル、TOPPAN株式会社

オブザーバー) デジタル庁、個人情報保護委員会事務局、

一般社団法人日本IT団体連盟(以下「IT連」という。)

事務局)総務省、経済産業省

- □資料26-1 「情報信託機能を活用したスマートシティにおけるデータ利活用に係る調査」 報告資料
- □資料26-2 「情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る調査」報告資料
- □資料26-3 情報信託機能の活用に関するこれまでの取組
- □資料26-4 「情報銀行」認定制度運営に関する市場の声と対応
- □資料26-5 「活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する 懇談会」について
- □参考26-1 情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 開催要綱
- □参考26-2 第25回検討会 議事要旨
 - (1) 令和5年度総務省情報信託機能活用促進事業の報告
 - -情報信託機能を活用したスマートシティにおけるデータ利活用に係る調査
 - ー情報信託機能を活用した教育分野におけるデータ利活用に係る調査
 - (2) 情報信託機能の活用に関するこれまでの取組について
 - (3)「活力ある地域社会の実現に向けた情報通信基盤と利活用の在り方に関する懇談会」 について
 - (4) 意見交換

□意見交換

<令和5年度総務省情報信託機能活用促進事業の報告について>

●ウフルから、都市0Sを運営する自治体とさらにその先の事業者と、2段階で提供するという説明があったが、情報銀行は提供先の利用目的に基づいて情報提供が行われる仕組みと理解している。都市0Sを通るだけだと、これは通過であって提供には当たらないという整理もできると思う。利用目的がその事業者側で利用するということだけであれば、情報銀行で利用目的と提供の同意を取る構図ではないと思ったが、その点についてどのような議論がなされたのか、伺いたい。

また、TOPPANから御説明いただいた資料26-2の12ページのユースケース⑥について、アレルギーをどこかの事業者から学校に提供するというケースはあまり想起できない。普通に家庭から学校に提供すれば良いのではないか。こちらについても、どういう検討がなされたのか伺いたい。(美馬構成員)

- ⇒都市0S、データ連携基盤のパーソナルモジュール等に関しては、基本的に分散型で提供することをベースにした設計になっている。今回は観光と防災分野でのパーソナルデータの利活用のモデルとして設計したが、提供先の事業者は非常に小規模なことが多く、現行で定めるデータ利活用事業者として認めることは難しいと考え、自治体が都市0Sの主体として一旦データを預かり、地場事業者をデータ利活用事業者とみなすことで、信頼性の担保を自治体が代替するような構図を検討した。(株式会社ウフル)
- ⇒ユースケース⑥のアレルギー情報の連携は、進学時のデータポータビリティという観点で調査している。例えば幼稚園から小学校、中学校から高校の進学時など、情報が伝わりづらい場面では、アレルギー情報を毎回伝えるのは面倒であり、例えば口頭で伝えても教員の異動などの際にうまく共有されないことも想定されるため、進学時に情報を連携できると便利であり、安心感があるという御意見が多かったので、記載させていただいた。

(TOPPAN株式会社)

●情報銀行の運営主体として、自治体ではなく大企業のほうが信頼できるという話があったと思うが、それは何らかのアンケートに基づいて行われたものか。大企業が良いとした根

拠を伺いたい。

また、今回は2つの第三者提供の同意を挟むから、同意疲れや同意の形骸化を引き起こす 懸念があるということで、2つの同意を同時に得るのはどうかという御提案があったと理 解しているが、こういった懸念もアンケートに基づいたものなのか。2つの同意を同時に得 ると、逆に同意の形骸化になるのではないかと思った。

さらに、今回の実証において、情報銀行の最大の価値は何だったのか、伺いたい。(太田 構成員)

⇒情報銀行の主体として大企業等と記載したのは、今回実際に参加いただいた利用者や自 治体にヒアリングしたものを集約した結果に基づく。まず市町村をベースに情報銀行の 主体となることを考えるのが良いという意見もあったが、今回の実証地は大きい市町村 ではなく、観光などによる外部からの訪問者のデータも預けるのは相対的に不安が払拭 しにくいとの意見があり、データの管理などを主に行っている大企業に預けるほうが良 いのではないかと考えた。

再提供の際の同意疲れについて、形骸化しているというのは御指摘のとおりかもしれない。情報銀行がハブとなって自治体側のサービス提供の一つの新しい提供価値を生む利活用のユースケースを中心に考えると、アンケートを取ったわけではないが、利用者からすると2段階の同意取得はデータの流れが分かりづらいと思う。御懸念いただいたような同意の形骸化等の問題については今後の検討が必要だと思うが、利活用を推進する上では、再提供も含めて同時に利用目的を説明し、同意を取得したほうが推進しやすいのではないかと考えた。

情報銀行の可能性を感じたことについては、例えば能登半島地震の際もそうだが、市町村側は観光客や地域外の労働者など、住民以外のリアルタイムな状況は分からないという話を聞いた。平時でも有事でも、自治体の外にあり、複数の自治体に対して様々な情報提供をするのは、情報銀行しかできない。例えば私は埼玉に住んでいるが、白浜に子供と一緒に行ったときは、登山届のようなイメージで、所在地を示し、同時に埼玉にはいないことを示しておき、いざ被災したときに自分の所在地を行政側やサポートする者に伝わるようにするサービスが、都市OSとは別にあっても良いのではないかと、実証を行う中で感じた。(株式会社ウフル)

●ウフルに伺いたい。資料26-1の20ページの①の提供先への同意取得や、22ページの③の漏

えいリスク削減で御提案いただいているような発想は、第三者提供先としては小規模な事業者を含めてさまざまな事業者が対象になるので、提供する情報の範囲や電子的な利用制限や、ある種の情報取扱いの体制を情報銀行側で整備していくことで、個別での体制整備より、合理的な取扱いが可能になるのではないかという意図だと理解しているが、相違ないか。また、情報銀行の中での同意取得の意味合いを捉えていくという議論があると思う。情報銀行としては、個人情報保護法における同意の意味合い以上に、コントローラビリティの確保や利用者個人に便益を返すことが重要とされていると思うが、そのコンセプトをどのように解釈していくと良いか、御意見を伺いたい。

TOPPANには、教育データに関するガイドラインなども踏まえて改善事項と思われる6点を示していただいたが、教育データに関する場合、情報銀行としてサービスを行う事業者が、どのようにサービスを提供して収益化することが想定されるか伺いたい。(落合構成員)

⇒小さい事業所が多い地方においては、データ流通のルール等を市町村や地場事業者が判断するのは難しいと思う。情報銀行の機能としては、情報銀行が100項目のデータを持っていたとして、100項目欲しいといわれても、このうち本当に必要となる1項目を提供するというような、データの関所としてコントロールする役割が考えられると思う。特に複数の自治体に対してサービスを行う中でノウハウが蓄積されると、例えばA自治体では初めてであっても、情報銀行とB自治体でのやりとりの経験がA自治体にも生かせるというように、情報銀行側の経験や知見が、自治体側にも活用できるのではないかと考えている。

同意の意味合いに関しては、事務局側も含めて様々検討してきた。やはり分野ごとに、様々な法令やルールや業界ごとのガイドラインや指針があり、観光、教育、交通など各分野それぞれにおいては個々に同意のルールを検討するのは困難である。そこで、まず有事という共通項に立って、そこを整備してデータ活用の可能性を整理し、そのうえで平時の在り方を検討するのが良いと考え、まず有事における制度設計から考えたという経緯になる。(株式会社ウフル)

⇒有事から考えていくにしても、有事の第三者提供をいきなり認めるのではなく、こういう非常時にはこのように利用することがあるというような、広い意味での利用目的の説明や通知を利用開始時に行い、有事の利用だとしても利用者がなるべく予見ができることを確保しつつ、検討することが重要だと思う。(落合構成員)

⇒ビジネスモデルという観点で言うと、御指摘いただいたとおり、事業者からも非常に難し

いという意見が出ていた。一方で、ユースケースの受容性が高かったスカウト型サービス については、そういうものが良いかどうかは別にして、例えば、大学入試の一発でやるも のではなく、過程を評価して、大学から学習者個人に案内が行くのは非常に面白いという 御意見があり、実際に入学した際には、学習者ではなく、大学などの受け入れる側がお金 を出す可能性が挙げられていた。

また、学習情報の連携について、学校での学びの状況を踏まえて塾で教えられることに比較的前向きな意見が多く、複数の学習塾事業者から、そういったサービスに対してお金を払う可能性はあるとコメントをいただいている。全てではないが、幾つかのユースケースにおいてはビジネスモデルとして成立する可能性があると考えている。(TOPPAN株式会社)
⇒ファンディングの主体とデータの主体が変わってくるというところがあると思うので、利益相反のような課題は考えていくべきだと思った。(落合構成員)

<情報信託機能の活用に関するこれまでの取組について>

- ●かつての内閣官房IT総合戦略室での議論から情報銀行の検討を行ってきて、現在も課題は存在するが、EUでのデータ法やデータガバナンス法ができたこととの関係もあり、もう一巡してこの情報信託機能には可能性があると思う。現在のニーズとのギャップをどのように考えていくかが、論点になると思う。(宍戸座長)
- ●仮にこのトピックスに関して次年度に何かやるにしても、前提として、例えば災害時における個人情報の扱いというのは、個人情報保護法の見直しに係る話であり、情報銀行の文脈で制度設計を考えることではないので、扱うテーマについては留意が必要だと思う。

今回の事務局やIT連の整理は有用だと思う一方で、本当に情報銀行の制度にインセンティブがなく、経済的な価値創出ができなかったのか、もう少し深掘りが必要だと思う。総務省が地域懇談会を含めて、データ流通にかじを取っていくのであれば、一定の領域である情報銀行の延長として捉えるのではなく、そもそものデータ流通という視点で、改めて制度や検討会の在り方を考えるべきではないか。我が国では、DFFT(信頼性のある自由なデータ流通)を含めて世界的な規模での検討を行っており、デジタル庁の施策や、データ社会推進協議会での地域の連携基盤の構築の取組もある。情報銀行そのものの見直しを行うのではな

く、そもそものデータの性質やデータの在り方から考えることが重要だと思う。(真野構成員)

- ⇒これまでの情報銀行の延長線ではなく、そもそものデータ流通の在り方から検討すべきであるという御指摘は、まさにそのとおりだと思う。今後の情報銀行の検討においては、データの利活用を推進するために情報銀行や情報銀行のルールをどう活用することが可能か検討していくことが重要だと思っており、データ流通をどう進めていくかという観点から議論していきたいと考えている。(事務局)
- ●資料26-4の10ページについて、①自社のデータを利活用、②提供されたデータを利活用、 ③信託を受け提供されたデータ利活用の展開ステップが想定されているが、これが自然に 進むであろうということなのか、それとも制度的にやっていくべきということなのか、想定 を教えていただきたい。特にパーソナルデータを利活用している事業者は、プライバシーの 問題もあるが、それ以上に非常に重要な営業秘密のため、他に提供するのではなく囲い込ん で利用するので、自然にはこのステップは進まないのではと思った。

データを収集するために便利なサービスやコンテンツを提供してユーザー接点を増やし、 様々なユーザー特性を把握して、データは自分たちで安全に管理して、ユーザーの信頼も得 つつ利用する、というのが王道のビジネスモデルになっていると思う。そのデータを第三者 に提供し、提供を受けたデータを利活用していくという考え方が成立するのか分からない。 情報銀行の認定の問題ではなく、情報銀行がそもそもビジネスモデルとして発展している のか、今後も発展するのかということについては、疑問である。

また、認定指針は、安心に情報を提供する際のルールとしての意味を持っているため、認定以外のことにも使えると思う。全体を1つのパッケージとしてではなく個々のルール単位でも良いが、データの提供方法や形態、組み込んでいる仕組み、データ審査会の設置などを示すことは、ユーザーに対する訴求の力もあり、多様な場面で使っていただけるのではないか。認定という文脈ではなくても、策定・見直しを続けてきた認定指針の価値は依然として残っていると思う。(森構成員)

⇒①から②に自然に進んでいくのかについて、①から②というのは、時間はかかるが、少しずつ自然に進んでいくと考えている。ルールでビジネスをつくるのは難しく、実際には社会が進んでいく中で、ルールが後追いせざるを得ないと思っていて、先取りしてルールをつくってはめていくというのは相当難易度が高く、うまくいかない例のほうが多いと思

う。

確かに現在、特にゲートキーパープラットフォーマーは自社で囲い込みをして、その中だけでデータの利活用を完結させており、データ保護を理由に外にデータを出さなくなっているとは思っているが、データを利活用していくのは、必ずしもそのゲートキーパープラットフォーマーだけではないと考えている。日本国内でそれがどうやって進んでいくのか考えなければならないが、都市OSという概念でデータ連携基盤をつくるのは、その提供されたデータを利活用していく一つの試みだと思い、その先に信託されたデータの利活用があると考えている。(IT連)

●事務局とIT連は、これまでの認定指針の取りまとめと、その指針という制限がある中での 認定制度の構築というところで、とても苦労してきたと思うが、もともとの情報銀行の理念 と、メディア等を通して実際の生活者が認知しているところに大きなギャップがあり、情報 銀行サービスがポイ活のサービスの延長のように思われてしまい、なかなか情報銀行とし てのメリットが感じられない状況につながってきているのかと思う。事務局のこれまでの 振り返りにもあるが、情報銀行というものがビジネスモデルではなく、情報信託機能という 機能として、1つの仕組みという形でスタートしたところに立ち返ってみると、これは良い 命名だったと思う。IT連においても、英語ではTPDMS(Trusted Personal Data Management Service) で、データをマネジメントするサービスであって、データを売買するものではな く、情報銀行ビジネスと言われてはいるが、情報銀行自体はビジネスではない。今、DIW(デ ジタルアイデンティティウォレット) はPDSの一つと言えるかもしれないが、これもDIWビジ ネスではなく単なるツールである。これまでの情報信託機能の実証実験も改めて見直すと 多様なビジネスモデルがあり、いわゆる情報信託機能を活用した○○ビジネスというよう な形で、機能として考えてビジネスに適用していくかを考えていたところ、なかなかハード ルがあってうまくいかなかった部分が、指針の見直しを通して少しずつ改善しているのだ と思う。

前回の検討会でもプラットフォーム認定について質問させていただいたが、IT連でも検 討を続けていただいているというところがあり、また今回紹介いただいた事業者からの御 意見のようにIT連に集まってきている意見も多いと思うので、検討事項や御意見を発信い ただければと思う。(伊藤構成員) ●情報銀行というのは認定の一つであって、それ自体がビジネスではないため、パーソナルデータの活用が進んでいないのでビジネスを成立させることが難しいというのは、少し認識が違うかと思っている。プラットフォームビジネスにおけるプラットフォーマーには情報信託機能があって、認定の対象になりうると思う。情報を預かり提供することによってビジネスを成り立たせているプラットフォーマーは多くある。認定を受ける事業者が減っていて、認定を受けた事業者のビジネスがうまくいっていないのは、単に個別のビジネスが良くなかっただけであり、情報を預かってそれを提供することによるビジネス自体が成立しないわけではない。

その上で、データの活用について先ほどの資料26-4にあった3ステップについて、プラットフォーマーのデータを活用したビジネスは、もともとは第三者にデータを提供して、それが広告などに使われるというモデルだったと思うが、現在はデータクリーンルームで、データを提供しなくても使うことができ、むしろ提供しない方向になっていると思う。そのため、逆に提供しないでいかに活用していくか、マネタイズしていくかという方向にビジネスは進んでいると思っている。そのときに、個人が情報を管理するのが大変だから情報銀行がサポートするというのが元々の考え方だったという話があったが、そこに立ち返ると、様々な主体が持っている自分の情報を管理することが難しいので、情報銀行がそこをサポートするという主体になっていくと良い。そのプラットフォーマーが持っているデータに対して、DIWなどを使ってコントローラビリティを持たせていこうという動きは世界的に広がっていく中で、個人がデータをコントロールするために情報銀行の機能が使われていくと思う。そのときに、プライバシーやセキュリティー上の対策など、信頼される管理ツールのためにガバナンスをつくる一環として、検討してきたこの指針は非常に活用できると思っており、そういう場面で今後活用されていくことを期待している。(大田構成員)

●事務局にまとめていただいた対応の方向性として、情報銀行ルールの適用可能性の検討があるが、これは情報銀行の認定スキームを検討した知見を無駄にしないという意味で良いと思う。また、今後のデータ利活用に生かすという意味で、IT連から提示された課題は大事である。

その上で今後の方向性についてだが、個人のパーソナルデータをめぐる経済行動の原理 や、パーソナルデータをめぐる個人の意思決定への手当てに焦点を当てることが、今までの 議論で足りなかったことではないかと思う。やはり政策的な対応になるので、企業に対して 設けるルールやユースケースの可能性については、ルールづくりの検討や実証でかなり議論が深まったと思うが、合理的な個人ばかりではない中で、前提となる個人の行動原理を把握しないと、ルールを決めても機能しないのではないか。現在成功しているプラットフォーマーは、そこを理解し、ビジネスに生かしていると思う。それが問題を引き起こしている一面もあるかと思うが、対企業やサービスベースは大事である一方、そもそもの個人の行動原理を考えないと、望ましい在り方にはならないと考えている。これは私自身IT総合戦略室時代でも報告させていただいたが、ぜひ個人の行動をどう見るかという視点は入れていただきたい。(高口構成員)

→確かに、情報信託機能が「個人のコントローラビリティ」を掲げる一方で、個人の視点に対する調査が足りなかったという御指摘はごもっともであり、今後の検討課題とさせていただければと思う。(事務局)

●欧州のデータガバナンス法は、2020年に欧州データ戦略の具体策の第一環として提案されて、去年の9月に実際の適用が始まっているところである。その中核は、提案段階から我が国の情報銀行認定制度を直接的に参照する形で形づくられた「データ仲介サービス」を提供しようとする事業者に対する要求で、相当程度が認定指針と重なり得るような内容を求めている。まったく同じではないが日本でいう届出のような位置づけになり、法的に拘束力のあるものである。

このことは、例えばデジタル市場法や、IoTに焦点を当てたデータポータビリティの上乗 せ条項であるデータ法など、データポータビリティを様々な形で含むこういった法の重要 な受皿として位置づけられているとともに、欧州が現在様々な形で構築するデータスペー スにおいて非常に多様なデータを交換したり、預かったり、プールをしたり、様々な役割を 有するものとして位置づけられている。

この取組や枠組がこれからどのようになるかはまだ見えていないが、このデータ仲介という仕組みは、データが流通される限り非常に重要である。そしてその中で個人データと非個人データを両方含む形でヨーロッパでは構想されている。そういったデータ仲介者の本来の役割は、我が国の関連法制との関係でも、今ウラノス・エコシステムなどの日本のデータスペースの取組も始まる中での位置づけを含めて、ぜひ検討を続ける価値があるだろうと思っている。

データガバナンス法のデータ仲介サービスに関する規律は始まっており、既に日本企業

にも関係し始めている。例えばデータ法のIoTデータポータビリティ条項は、恐らく今までのEU法の中で最も日本企業の製造業等に影響を与えると思う。データガバナンス法に基づくデータ仲介をどのように理解していくかは極めて重要であろうし、いわゆる域外適用といったようなところも含めて幅が広いため、例えば今回の検討会の成果を国際的に展開しようとしたときや、日本のデータスペースを欧州等と相互接続しようとしたときに、日本の仲介サービスにも法令に基づく準拠が求められる。そのような国際的な相互運用性の在り方を、今回の認定ルールを今後考えていく必要性はさらに高まってくると思うので、ぜひ今回の蓄積というものをさらに生かしていけると良い。(生具構成員)

- ⇒データ仲介サービスの状況について御紹介をいただいた。データが国境を越えて流通していくという中で、情報銀行ルールを活用できる場面も出てくると思うので、そういった場合にうまく連携できるよう考えていきたい。(事務局)
- ●これまでの信頼できるデータ利活用に向けた情報銀行の議論は大変有意義であり、一定 の成果があったと思うので、今後も何らかの形で活用していただきたい。

その上で、最初に情報銀行の議論が始まったとき、データ利活用に関して個人に漠然とした不安があり、個人のコントロールが困難だと言われていたことが背景にあったと思う。しかし依然として状況が変わらないとすると、どういう課題があるのかを検討する必要がある。当初想定していた情報銀行の在り方と、事業者側の期待に齟齬があったのではないかとも考えられる。

また、そもそもデータの利活用の必要性は、情報銀行の在り方とは別に検討する必要がある。国も事業者もそうだが、様々な社会課題の解決がデータ利活用の目的と言われるが、なぜその個人のデータが必要で、どのように社会課題を解決していくのかという具体策を示されることは、ほとんどないと言ってもいいと思う。そのような状況の中で、課題解決に必要だから個人データを提供するように言われても、説得力を持ち得ないのではないか。もっと具体化して必要性をきちんと伝えていくことで、データ利活用の必要性も理解できるようになってくると思う。そういった議論も併せて行う必要があるのでは。(古谷構成員)

⇒情報銀行が個人の不安の解消に本当に寄与できているのかという根源的なお話と、データ利活用がなぜ必要かといった点についても御指摘をいただいた。今後、情報銀行やそのルールを検討する上で大変重要な課題であると認識している。(事務局)

●コンサルタントとして仕事をしている上で、情報信託の検討会で議論した内容は非常に参考になり、プライバシー保護のコンサルティングを行う上で有益な内容だったと感じている。その上で、私から見えている風景は、確実にパーソナルデータの流通性は高まっているが、情報銀行を使わずに流通している形が多いのではないのかと思う。普通に各主体の間で第三者提供について調整して同意を取ったり、共同利用したりする形での流通も増えてきている。本日も議論があったが、いわゆるトラストを複数の主体が代替することで、その流通性を高めている事例も出てきていると思う。そのあたりを少し分析することで、今後の情報銀行の在り方の検討には役立つと考えている。

また、もし情報銀行がプラットフォーマーを目指すのであれば、現在はデータを右から左 へ流通させるだけのプラットフォーマーは存在せず、プラットフォーマー自体が何かしら のサービスを提供していると思うので、そもそもの在り方の検討が必要だと思う。(美馬構 成員)

- ⇒パーソナルデータを活用するビジネスは増えてきている一方、それは情報銀行を介さない形で増えているというご指摘であるが、現在の情報銀行の世界観と実際のビジネス領域との間で齟齬が生じている部分もあろうかと思う。実態を踏まえながら今後の在り方を検討していきたい。(事務局)
- ●情報銀行の英語訳に実態を近づけるべきだと思う。現状の情報銀行は、利用者が無料で使えることが前提になっているが、「無料」というのは、企業側に何らかの利益が出ることが想定されているからで、結局、情報銀行は、必然的に、利用者の利益と事業者の利益の双方を見なければならなくなる。これは広告収入により「無料」で使えるプラットフォームの事業モデルと基本的に同じ構造であるようにも思う。しかし、そのために、重要な相手は広告主になるため、利用者の利益は時に軽視されることが出てきてしまう。

近年は、「同意疲れ」や「ダークパターン」などの問題があり、利用者の利益のための情報管理の支援は非常に重要になってきているのではないか。例えばウォレットサービスなど、手数料を払ってでも、そのような支援を受けたいと思う消費者は存在するのではないかとも思う。今後は、こうした本来の意味における情報銀行がしっかり認定を受けられるような仕組みが必要だと考えている。(山本構成員)

●認定基準や認定制度そのものをセットではなく、一部のルールを部分的にでも活用する

ことは、まさにIT連としても考えているところ。せっかく情報銀行という枠組みが一定のもので示されているので、認定を出さずとも自己宣言するというような使い方は、ビジネスとしては考え得ると思う。むしろ情報を安心して預けられるようにするためには、自己宣言を含め、情報銀行のルールを採用している会社が増えていくというのが、一つの形としてあるのと思うので、IT連として将来像の中に入れて考えていきたい。(IT連)

●現行の認定指針は、非常に貴重なパーソナルデータ流通のルールブックだと思っている。 そのルールブックを活用できる場面を広げていき、データ流通の仕組みに生かしていける よう検討していきたい。

また、そもそも情報銀行自体がビジネスではないという話やプラットフォーマーの考え 方など、様々な御指摘をいただいた。やはり我々が検討する上で、情報銀行の持つ世界観と 認定指針の規定がベースにある中、それを実際のビジネスにどのように適用させていくべ きかは非常に悩んだ部分でもある。情報銀行が重視するものとして、信頼できる第三者に情 報を提供するということ、個人がコントロールしていくということ、個人情報を個人情報と して活用していくということがあると思うが、その世界観と実際のビジネスとの整合性を 含めて検証が必要だと考えている。(事務局)

<今後の予定>

●今後の情報銀行の取組の方向性については、いただいた御意見と、先ほど御紹介した総務 省におけるデータ連携に係る検討の結果等を踏まえながら、整理及び検討させていただき たいと考えている。

次回の検討会は秋頃の開催を予定している。また事務局から御連絡させていただきたい。 (事務局)